

男女共同参画・人権についての市民アンケート調査 調査票

男女共同参画について、おたずねします。

問1 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。
(いずれか1つに○)

- 1 そう思う
- 2 そう思わない
- 3 どちらともいえない
- 4 わからない

問2 あなたが家事（育児・介護等を含めて）をする時間は、平日の平均で1日どのくらいですか。(いずれか1つに○)

- 1 まったくしない
- 2 30分未満
- 3 30分以上1時間未満
- 4 1時間以上2時間未満
- 5 2時間以上4時間未満
- 6 4時間以上6時間未満
- 7 6時間以上8時間未満
- 8 8時間以上

奈良県にお住まいの15歳以上の方の1日の家事関連時間（「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の週全体合計時間）は、男性44分、女性が3時間59分となっています。（平成23年社会生活基本調査）

世帯でお住まいの方におたずねします。(単身者家庭を除く)

問3 あなたの家庭では、次にあげるようなことは、現在どなたが担当されていますか。

(それぞれいずれか1つに○)

	1 主として 夫か父親	2 主として 妻か母親	3 夫婦同じ くらい	4 主として 子ども	5 その他・ あてはま らない
1 食事のしたく	1	2	3	4	5
2 食事の後かたづけ	1	2	3	4	5
3 掃除	1	2	3	4	5
4 洗濯	1	2	3	4	5
5 ゴミ出し	1	2	3	4	5
6 買物(日用品)	1	2	3	4	5
7 家計の管理	1	2	3	4	5
8 子どもの世話やしつけ	1	2	3	4	5
9 高齢者や病人の介護	1	2	3	4	5
10 自治会などの地域活動	1	2	3	4	5

問4 女性が職業を持つことについて、あなたはどのようにお考えですか。

(いずれか1つに○)

- 1 職業を持ち、結婚や出産後も仕事を続ける
- 2 いったん退職し、育児終了後再び職業を持つ
- 3 結婚を機会に家庭に入り、あとは職業を持たない
- 4 出産を機会に家庭に入り、あとは職業を持たない
- 5 女性は職業を持たない方がよい
- 6 その他(具体的に)
- 7 わからない

**奈良県の15歳以上の女性就業率は40.9%で、
全国最下位です。ちなみに、生駒市は39.6%と
なっています。(平成22年国勢調査)**

問5 女性が仕事を続けるために必要なことで、あなたの考えにあてはまるものをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- 1 女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること
- 2 保育施設や介護施設を充実すること
- 3 育児や介護などの休暇制度の充実や休暇が取りやすい職場環境であること
- 4 職場に結婚・出産した女性が働きやすい雰囲気があること
- 5 育児や介護で退職しても同一の職場に再雇用される制度があること
- 6 給与などで男女間格差をなくすこと
- 7 技術・知識の習得や資格を取得すること
- 8 女性自身の意識改革
- 9 「男は仕事、女は家庭」という性別での役割分担意識の解消
- 10 その他(具体的に)

お仕事をされている方におたずねします。

問6 育児休業や介護休業について、あなたの職場であてはまるものをお答えください。
(①、②のそれぞれについて、いずれか1つに○)

①育児休業について

- 1 男性も女性も利用している
- 2 女性は利用している
- 3 男性は利用している
- 4 制度はあるが、利用する人はいない
- 5 制度はあるが、利用している人がいるかどうか知らない
- 6 制度があるかどうかわからない
- 7 制度を知らない

②介護休業について

- 1 男性も女性も利用している
- 2 女性は利用している
- 3 男性は利用している
- 4 制度はあるが、利用する人はいない
- 5 制度はあるが、利用している人がいるかどうか知らない
- 6 制度があるかどうかわからない
- 7 制度を知らない

育児・介護休業法は、平成21年6月に改正され、平成24年7月1日から全面施行されました。

仕事と家庭との両立支援等を一層進めるため、男女共に子育てなどをしながら働き続けることができるようにする制度です。

奈良県の女性の就業率は全国で最も低く、その特徴は、20歳代ではほぼ全国並みであるのに、30歳代以降では全ての年代で全国より低くなっていて、再就職の時期となる40歳代以降では20歳代より低くなっています（生駒市も同様）。このことから、奈良県の女性は、全国に比べて出産・育児期には専業主婦となる傾向があり、子育て後に再就職する人の割合が低いということが言えます。

現在、お仕事をされていない方（主婦・主夫、学生、無職など収入がない方）におたずねします。

問7 あなたは、今後、収入を得る職業をもちたいと思いますか。（いずれか1つに○）

- 1 収入を得る職業をもちたい
- 2 できれば、もちたい
- 3 もちたいと思わない
- 4 わからない

問7で「1 収入を得る職業をもちたい」「2 できれば、もちたい」と答えられた方におたずねします。

問8 あなたが今後、職業をもつ上で問題となることは何ですか。
（あてはまるものすべてに○）

- 1 就職活動をしているが、採用にはいたらない
- 2 自分の希望する業務内容の募集・採用がない
- 3 勤務時間・給与・年齢などの条件が自分と合わない
- 4 仕事をするにあたって家族の理解や協力が得られない
- 5 介護や子育てがある
- 6 就業に関する情報が得にくい
- 7 自分の能力や技能に不安がある
- 8 自分の体力や健康に不安がある
- 9 起業に要する資金が不足している
- 10 その他（具体的に)
- 11 特になし

「世界経済フォーラム」は、経済、教育、保健及び政治の各分野の各種データから構成された男女格差を測る指数を毎年、公表しています。日本は、135カ国中101位です。
(2012年公表)

問9 現在、わが国では次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものをお答え下さい。(それぞれいずれか1つに○)

	1 男性優位	2 やや男性 優位	3 平等	4 やや女性 優位	5 女性優位
1 社会全体としては	1	2	3	4	5
2 学校教育の場では	1	2	3	4	5
3 就職や職場では	1	2	3	4	5
4 地域活動の場では	1	2	3	4	5
5 家庭生活では	1	2	3	4	5
6 社会通念や慣習では	1	2	3	4	5
7 法律や制度の上では	1	2	3	4	5
8 政治の場では	1	2	3	4	5

結婚（事実婚を含む）している方におたずねします。

問10 あなたは、最近5年間で、配偶者等から次のようなこと（ドメスティック・バイオレンス）を受けて怖いと感じるような経験がありましたか。(それぞれいずれか1つに○)

	1 一、二度あった	2 何度もあった	3 なかった
1 身体的暴力を受けた（なぐる、ける、物を投げつけるなど）	1	2	3
2 心理的・精神的暴力を受けた（あなたや家族をおどす、暴言をはく、長時間無視するなど）	1	2	3
3 性的暴力を受けた（いやがっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオ等を見せるなど）	1	2	3
4 経済的暴力を受けた（生活費を渡さないなど）	1	2	3
5 社会的暴力を受けた（交友関係、電話やメールを細かく監視・規制するなど）	1	2	3

※事実婚：婚姻届を出さずに、事実上の夫婦生活を営む結婚形態のことをいいます。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス「DV」）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

問10のいずれかで「1 一、二度あった」「2 何度もあった」と答えられた方におたずねします。

問 11 配偶者等から受けた行為について、だれかに相談しましたか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所その他の施設）
- 2 警察
- 3 法務局・地方法務局・人権擁護委員
- 4 男女共同参画センター（生駒市男女共同参画プラザなど）
- 5 上記（1～4）以外の公的な機関
- 6 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセリング機関、民間シェルターなど）
- 7 医療関係者（医師、看護師など）
- 8 学校関係者（教員、養護施設、スクールカウンセラーなど）
- 9 家族や親戚
- 10 友人・知人
- 11 その他（具体的に _____）
- 12 どこ（だれ）にも相談しなかった

問 11 で「12 どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えられた方におたずねします。

問 12 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかった
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかった
- 3 相談しても無駄だと思った
- 4 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った
- 5 世間体が悪い
- 6 他人を巻き込みたくなかった
- 7 そのことについて思いだしたくなかった
- 8 自分にも悪いところがあると思った
- 9 相手の行為は愛情の表現だと思った
- 10 相談するほどのことではないと思った
- 11 その他（具体的に _____）

生駒市男女共同参画プラザでは、夫婦のこと、家族のこと、人間関係のことなど女性が抱えている悩みの相談に応じています。

○女性相談員による電話・面接相談 火～土曜日 9:00～16:00

○女性弁護士による法律相談 毎月第3水曜日 13:00～16:00

生駒市元町1丁目6番12号（生駒セイセイビル1階）

（☎相談専用 0743-73-0556）

結婚していない方におたずねします。

問13 あなたは最近5年間で、交際相手から次のようなこと（デートDV）を受けて怖いと感じるような経験がありましたか。（それぞれいずれか1つに○）

	1 一、二度 あった	2 何度も あった	3 全くない	4 交際相手 はいない (いなかった)
1 身体的暴力を受けた（なぐる、ける、物を投げつけるなど）	1	2	3	4
2 心理的・精神的暴力を受けた（あなたや家族をおどす、暴言をはく、長時間無視するなど）	1	2	3	4
3 性的暴力を受けた（いやがっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオ等を見せられるなど）	1	2	3	4
4 金銭的な依存や強要を受けた	1	2	3	4
5 社会的暴力を受けた（交友関係、電話やメールを細かく監視・規制するなど）	1	2	3	4

デートDVは、恋人や交際相手などデートをするような関係の間で起こる暴力のことです。デートDVもDVと同じように、人権侵害にあたります。

問14 あなたは、現在の生駒市の政策に女性の意見がどの程度反映されていると思いますか。（いずれか1つに○）

- 1 十分反映されている
- 2 ある程度反映されている
- 3 あまり反映されていない
- 4 ほとんど反映されていない
- 5 わからない

奈良県及び県内市町村の女性比率（H23年度）

◆自治体の管理職	生駒市	17.0%	県内市町村平均	18.8%	県	7.2%
◆自治体の審議会等	生駒市	27.9%	県内市町村平均	20.8%	県	32.4%
◆自治会長	生駒市	13.6%	県内市町村平均	6.1%		

問14で「3 あまり反映されていない」「4 ほとんど反映されていない」と答えられた方にお
たずねします。

問 15 生駒市の政策に女性の意見が反映されていないのは、主にどのような理由からだと思
いますか。(あてはまるものすべてに○)

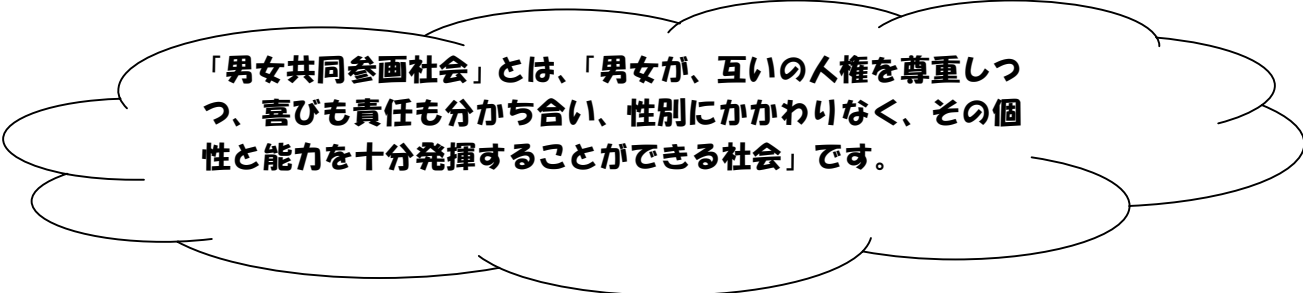
- 1 議会や行政機関、審議会など政策・方針決定の場に女性が少ないから
- 2 女性の意見や考え方に対して、議会や行政機関の側の関心がうすいから
- 3 女性の能力開発の機会が十分でないから
- 4 男性優位の組織運営だから
- 5 女性の側の積極性が十分でないから
- 6 その他(具体的に)
- 7 わからない

問16 今後、男性が女性と共に家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参画していく
ためには、どのようなことが必要だと思いますか。(主なもの3つまでに○)

- 1 男女の役割分担についての社会通念や慣習を改めること
- 2 仕事と家庭の両立を支援するための情報提供・相談体制を整備すること
- 3 企業において、労働時間の短縮や育児休業・介護休業の利用しやすい環境をつくること
- 4 夫婦等の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと
- 5 家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をすること
- 6 男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること
- 7 男性が家事や子育てなどに対する抵抗感をなくすこと
- 8 男性の生活的自立を促すように女性が協力すること
- 9 男性が家事、子育てや介護などについての知識や方法を身につけること
- 10 その他(具体的に)
- 11 わからない

問17 男女共同参画社会をつくるために、生駒市ではどのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。(主なものを3つまでに○)

- 1 広報紙やパンフレットなどで男女の平等と相互の理解や協力について啓発を行う
- 2 学校教育や生涯学習の場で男女平等についての学習を充実する
- 3 男性の生活面での自立や家事、地域活動への参加意識を高める
- 4 保育、介護の施設・サービスを充実する
- 5 審議会や委員会など、市の政策や方針決定の場へ女性を積極的に起用する
- 6 各種団体の女性リーダーを養成する
- 7 市民の声を聞きながら、市と市民が協働して問題解決にあたる
- 8 市民ネットワークの構築を促進する
- 9 女性の就労機会を増やしたり、新しい分野への女性の進出を促進するための職業教育を充実する
- 10 雇用や職場における男女の賃金格差の是正や女性の労働条件の改善を促進する
- 11 ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力を根絶する
- 12 特にない
- 13 その他(具体的に)
- 14 わからない



「男女共同参画社会」とは、「男女が、互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる社会」です。

問 19 あなたは、「人権」ということをどの程度身近に感じておられますか。

(いずれか1つに○)

- 1 非常に身近に感じる
- 2 身近に感じる
- 3 あまり身近に感じない
- 4 まったく身近に感じない
- 5 どちらともいえない

問 20 「人権が尊重される」ということは、どういうことだと思えますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 国家などの権力から干渉されず、自由に生活できる
- 2 差別されない、平等である
- 3 個人として尊重される
- 4 個人の持つ可能性を発揮する機会が認められる
- 5 多様な価値観が認められる
- 6 健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる
- 7 その他 (具体的に)

問 21 あなたは、最近5年間で、自分の人権が侵害されたと思われたことがありますか。

(いずれか1つに○)

- 1 ある
- 2 ない
- 3 わからない

問 21 で「1 ある」と答えられた方におたずねします。

問 22-1 それはどのような内容でしたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 うわさをたてられたり、悪口、かげ口をいわれたりした
- 2 役所や警察など、公的機関で不当な扱いを受けた
- 3 権利の行使を妨害された
- 4 責任や義務のないことをやらされた
- 5 犯罪や不法行為のぬれぎぬを着せられた
- 6 地域社会で仲間はずれにされた
- 7 アパートなどの住宅への入居を断られた
- 8 学校でいじめられたり、仲間はずれにされた
- 9 身近な人から暴力や虐待を受けた
- 10 働いている場で雇用主や上司などから不当な待遇を受けた
- 11 就職のとき、差別的な扱いを受けた
- 12 社会福祉施設等で不当な扱いを受けた
- 13 プライバシーを侵害された
- 14 ストーカーやつきまといを受けた
- 15 性的いやがらせ (セクシュアル・ハラスメント) を受けた
- 16 その他 (具体的に)
- 17 おぼえていない

問 21 で「1 ある」と答えられた方におたずねします。

問 22-2 そのとき、どうされましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1 親、きょうだい、子どもや親せきに相談した | 2 友人、同僚や上司に相談した |
| 3 法務局に相談した | 4 人権擁護委員に相談した |
| 5 県の担当者に相談した | 6 市の担当者に相談した |
| 7 弁護士に相談した | 8 警察に相談した |
| 9 民間団体などに相談した | 10 新聞などマスコミに相談した |
| 11 自分で処理(解決)した | 12 だまっただまんした(特になにもしなかった) |
| 13 その他(具体的に) | 14 おぼえていない |

問 22-2 で「12 だまっただまんした(特になにもしなかった)」と答えられた方におたずねします。

問 22-3 その理由はなぜですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 相談したかったが、誰に相談してよいか分からなかった
- 2 抗議や対抗措置ができる相手ではなかった
- 3 我慢できる程度の事柄だった
- 4 人間関係を壊したくなかった
- 5 人に言える事柄ではなかった
- 6 相談機関に相談すると、プライバシーが守られないと思った
- 7 過去に相談、訴えたりしたが役に立たなかった
- 8 その他(具体的に)

問 21 で「2 ない」と答えられた方におたずねします。

問 22-4 もし、自分の人権を侵害された場合、まず、どのような対応をしたいと思いますか
(いずれか1つに○)

- 1 親、きょうだい、子どもや親せきに相談する
- 2 友人、同僚や上司に相談する
- 3 法務局に相談する
- 4 人権擁護委員に相談する
- 5 県の担当者に相談する
- 6 市の担当者に相談する
- 7 弁護士に相談する
- 8 警察に相談する
- 9 民間団体などに相談する
- 10 新聞などマスコミに相談する
- 11 自分で処理(解決)する
- 12 だまっただまんする(特になにもしない)
- 13 その他(具体的に)
- 14 わからない

問 23 あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。

(いずれか1つに○)

- 1 あると思う
- 2 ないと思う
- 3 自分では気づかなかったが、あるかもしれない
- 4 わからない
- 5 その他（具体的に)

問 23 で「1 あると思う」と答えられた方におたずねします。

問 24 それは、どのような内容ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 性別に関して
- 2 国籍・人種・民族に関して
- 3 学歴・出身校に関して
- 4 職業に関して
- 5 身体の障がいに関して
- 6 精神の障がいに関して
- 7 思想・信条に関して
- 8 宗教に関して
- 9 同和問題に関して
- 10 財産・収入に関して
- 11 その他（具体的に)
- 12 おぼえていない

問 25 あなたの結婚相手に求めるものとして重視するものはどれですか。

(主なもの3つまでに○)

- 1 職業
- 2 性格
- 3 学歴
- 4 収入・財産
- 5 身なり・容姿
- 6 教養・センス
- 7 思想・信条
- 8 行動力・実行力
- 9 趣味・特技
- 10 健康状況
- 11 家庭環境
- 12 家事能力
- 13 その他（具体的に)
- 14 特にない

問 26 あなたは、人権問題の理解を深めるために、今後読書や学習（講演会や研修会の参加を含む）をしてみたいと思いますか。（いずれか1つに○）

- 1 ぜひしてみたい
- 2 できたらしてみたい
- 3 その気持ちはない
- 4 わからない

問 26 で「3 その気持ちはない」と答えられた方におたずねします。

問 27 それはなぜですか。（いずれか1つに○）

- 1 人権問題にいちおうの理解をもっているつもりなので
- 2 特に関心があるわけではないので
- 3 生活に追われて余裕がない
- 4 その他（具体的に）
- 5 特に理由はない

問 28 人権学習を深めるための支援として特にどのようなことが重要だと思いますか（主なもの3つまでに○）

- 1 分野別の人権教育問題等の学習をするための書籍・資料を充実する
- 2 学習等教育の場で当事者の話を聞いたり交流を深める
- 3 学習相談への対応を充実する
- 4 学習講座や場の提供を充実する
- 5 身近な地域で話が聞けるように出前講座を開催する
- 6 学習グループを育て、支援する
- 7 その他（具体的に）
- 8 特に必要ない

問 29 あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、今後特にどのようなことに取り組んでいくことが重要だと思いますか。（主なもの3つまでに○）

- 1 国や県・市が、人権教育・啓発を積極的に進める
- 2 保育所・幼稚園・学校での人権教育を充実する
- 3 幼児期から思いやりの心をはぐくむなど、家庭における教育を充実する
- 4 公民館などでおこなう講座などで、人権についての学習を活発におこなう
- 5 職場、事業所での人権尊重（教育・学習）の取組を支援する
- 6 住民やNPOなどの団体による人権尊重に向けた取組を支援する
- 7 市民が人権教育・啓発に参画する機会を充実できるように情報の収集や提供に努める
- 8 公務員や警察官、教員などの人権教育を充実する
- 9 人権侵害を受けた人に対する相談活動や救済策を充実する
- 10 社会的に弱い立場にある人に対する支援を充実する
- 11 その他（具体的に）
- 12 特に必要ない

あなた自身のことについて、おたずねします

問 30 あなたの性別は。(いずれか1つに○)

- 1 女性 2 男性

問 31 あなたの年齢は。(平成25年7月1日現在)(いずれか1つに○)

- 1 16歳～19歳 2 20歳～29歳 3 30歳～39歳
4 40歳～49歳 5 50歳～59歳 6 60歳～69歳
7 70歳以上

問 32 あなたの職業は何ですか。現在の状況に最も近いものをお答えください。
(いずれか1つに○)

- 1 自営業・会社経営
2 正社員・正職員(常勤)
3 派遣社員・契約社員
4 パート・アルバイト
5 主婦・主夫
6 学生
7 無職(家事・介護をしていない方)
8 その他(具体的に)

問 33 あなたは、生駒市にお住まいになって何年になりますか。(いずれか1つに○)

- 1 1年未満 2 1年以上3年未満 3 3年以上5年未満
4 5年以上10年未満 5 10年以上20年未満 6 20年以上

問 34 あなたは結婚していますか。(いずれか1つに○)

- 1 結婚(事実婚を含む)している
2 現在は配偶者等がない(離婚・離別・死別など)
3 結婚したことがない

問 34 で「1 結婚(事実婚を含む)している」と答えられた方におたずねします。

問 35 あなたの配偶者(事実婚を含む)の職業は。(いずれか1つに○)

- 1 自営業・会社経営
2 正社員・正職員(常勤)
3 派遣社員・契約社員
4 パート・アルバイト
5 主婦・主夫
6 学生
7 無職(家事・介護をしていない方)
8 その他(具体的に)

問 36 現在、同居しているご家族の構成についてお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 親（実親・義理の親）
- 2 配偶者（事実婚を含む）
- 3 子ども
- 4 祖父母
- 5 兄弟・姉妹
- 6 その他の親族
- 7 ひとり暮らし
- 8 その他（具体的に _____)

問 37 生駒市の男女共同参画・人権施策への意見、要望などがございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。ご記入いただいた調査票は同封の返信用封筒をご利用いただき、8月16日（金）までに郵便ポストへ投函してください。切手は不要です。

平成25年度
男女共同参画・人権についての
市民アンケート調査報告書
平成26年3月

発行 生駒市
編集 生駒市 市民部 人権施策課
〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号
電話 0743-74-1111 (代表)